

岩手県告示第785号

鳥獣保護区の存続期間の更新（平成20年岩手県告示第742号）で告示した早池峰山鳥獣保護区及び宮古市刈屋鳥獣保護区の区域の表示を次のとおり変更した。

平成30年10月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 変更後の早池峰山鳥獣保護区の区域の表示 国有林三陸北部森林管理署184から190までの各林班、国有林岩手南部森林管理署遠野支署91林班へ小班、国有林岩手南部森林管理署遠野支署92林班り、ぬ、ハの各小班、93林班い、ろの各小班、94林班は、に、ほ、イの各小班、95林班ほ、への各小班、98林班、126林班、国有林岩手南部森林管理署遠野支署97林班へ、と1、イの各小班、国有林三陸北部森林管理署323から328まで、337の各林班、420林班い1、い2、い3、ろ、に、ほ1、ほ2、へ、イ1、イ2、ロ1、ロ3、ハ、二の各小班、国有林岩手南部森林管理署遠野支署760（うち、か2、よ1、よ3、よ4小班は飛内国有林）から764林班、国有林岩手南部森林管理署遠野支署767から771までの各林班、民有林1071、1072林班の区域
- 2 変更後の宮古市刈屋鳥獣保護区の区域の表示 宮古市刈屋第11地割11番の1及び1番の12地内の民有林2550林班から2570林班までの全域